



第1部 計画の概要

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

平成14年1月に公表された「日本の将来推計人口」によると、これまで少子化の主な原因とされていた「晩婚化」「未婚化」に加えて、新たに「夫婦の出生力そのものの低下（夫婦の間に生まれる子どもの数が少なくなっているという現象）」という傾向が認められ、今後、少子化が一層進行する見通しとなっています。

このような中、国は、平成15年7月に、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するため「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的としており、地方公共団体（都道府県及び市町村）、一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるもの）、特定事業主（国及び地方公共団体の機関）に次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を義務づけ、総合的かつ効果的に推進していこうとするものです。

そこで、この市町村行動計画を策定するにあたり、合併前の久留米市・田主丸町・北野町・城島町・三潴町（以下「旧1市4町」）は、共同して行動計画策定に取り組み、住民の方々の様々なご意見もいただきながら、「久留米広域次世代育成支援行動計画【原案】」として取りまとめました。合併後、その行動計画原案をもとに、再度整理を行い、策定したものが、この行動計画です。

(2) 計画の位置付け

- この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画であり、計画の策定にあたっては、県の行動計画とも連携を図っています。
- この計画は、合併前の久留米市が策定した子どもや子育てに関連する計画である「くるめ21子どもプラン」や「えがおアクションプラン（青少年育成行動計画）」を包含するとともに、合併後の都市づくりにあたっての基本的な方向性を定めた「新市建設計画」を踏まえ、合併協定項目や関連施策の現状等も勘案しながら、今後の久留米市における次世代育成支援に関わる施策・事業の方向性を示すものです。

(3) 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」において、行動計画の施行は、平成17年4月1日からと定められています。また、この法律は平成27年3月31日までの時限立法となっており、市町村は、5年を1期として行動計画を策定することと定められていることから、本計画は、平成17年度から平成21年度までを計画期間とします（前期計画）。

次回は平成21年度までに計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの計画を策定します（後期計画）。

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
初回策定	本計画期間(前期計画)						次期計画期間(後期計画)				

(4) 計画の対象

この計画は、概ね18歳未満のすべての子どもとその家庭、それに関わる地域、企業、行政などを対象とします。

